

平成 31 年 1 月 芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 31 年 1 月 30 日(水曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 17 名

1 番	吉永 義量	2 番	貞廣 誠也	3 番	石崎 久雄
4 番	川田 忠宏	5 番	関川 裕二	6 番	岡村 俊彰
7 番	清藤 紀嘉	8 番	高松 敏子	9 番	佐藤 幸男
10 番	松本 博典	11 番	松本 勇	12 番	清遠 力生
13 番	岡村 博	14 番	小松 典正	15 番	西笛 勤
		17 番	吉永 まり子	18 番	山崎 一義

4. 欠席委員 1 名

5. 事務局

事務局長	岡村 昭
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3	議案第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について（受付番号 1～13）	
	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請	1 件
	議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請	3 件
	議案第 4 号	あっせん申し出について	1 件
	議案第 5 号	非農地証明願	2 件
	議案第 6 号	その他	

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 1 月定例会を開催します。本日の出席委員は 17 名であります。欠席者は 1 名です。出席委員 17 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は吉永まり子委員と山崎一義委員にお願いします。

議 長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 1 ～ 13）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 13 件の利用権設定の案件が出ています。

　　受付番号 1 番ですが、大字西分字平内畑 甲 6161 番地で地目は田、面積は 2,530 m<sup>2</sup>と甲 6162 番地で地目は田、面積は 1,354 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 1 月 1 日から H33 年 12 月 31 日までの 3 年です。作付けは水稻です。賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

　　受付番号 2 番ですが、大字西分字平内畑 甲 6160 番地で地目は田、面積は 1,076 m<sup>2</sup> です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 1 月 1 日から H33 年 12 月 31 日までの 3 年です。作付けは水稻です。賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面②のとおりです。

　　受付番号 3 番ですが、大字西分字四反田 甲 5600 番地で地目は田、面積は 2,116 m<sup>2</sup>、甲 5601 番地で地目は田、面積は 118 m<sup>2</sup>、甲 5600 番地で地目は田、面積は 1,413 m<sup>2</sup>の内 118 m<sup>2</sup>、甲 5600 番地で地目は田、面積は 1,413 m<sup>2</sup>の内 1,295 m<sup>2</sup>、甲 5694 番地で地目は田、面積は 1,646 m<sup>2</sup> です。譲渡人〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 12 月 11 日から H40 年 12 月 10 日までの 10 年です。作付けは甲 5600 番地と甲 5601 番地の 1,413 m<sup>2</sup>の内 118 m<sup>2</sup>はピーマン、甲 5601 番地の 1,413 m<sup>2</sup>の内 1,295 m<sup>2</sup>と甲 5694 番地は水稻です。賃借料は甲 5600 番地と甲 5601 番地の 1,413 m<sup>2</sup>の内 118 m<sup>2</sup>が 1 反当り 6 俵で甲 5601 番地の 1,413 m<sup>2</sup>の内 1,295 m<sup>2</sup>が 1 反当り 2 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

　　受付番号 4 番ですが、大字馬ノ上字越方 3558 番地で地目は田、面積は 3,258 m<sup>2</sup>、3540 番地で地目は田、面積は 1,521 m<sup>2</sup>、字軸ノ木 3565 番地で地目は田、

面積は1,003㎡、字孫屋敷3536番1で地目は田、面積は1,706㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH31年1月1日からH35年12月31日までの5年です。作付けは稲です。賃借料は1反当り0.5俵です。場所については別紙図面④のとおりです。

受付番号5番ですが、大字馬ノ上字十市1451番2で地目は田、面積は575㎡、字番匠屋敷1017番1で地目は田、面積は727㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH31年2月1日からH36年1月31日までの5年です。作付けは水稻です。賃借料は1反当り0.5俵です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

受付番号6番ですが、大字馬ノ上字寛内5056番地で地目は田、面積は951㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH31年2月1日からH41年1月31日までの10年です。作付けはナスです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑥のとおりです。

受付番号7番ですが、大字西分字四反田甲5590番地で地目は田、面積は386㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH31年1月1日からH35年12月31日までの5年です。利用目的は堆肥置場です。賃借料は5,000円です。場所については別紙図面⑦のとおりです。

受付番号8番ですが、大字西分字久保田甲5811番地で地目は田、面積は1,779㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH31年1月1日からH40年12月31日までの10年です。作付けはナスです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑧のとおりです。

受付番号9番ですが、大字和食字横手甲4786番地で地目は田、面積は1,125㎡、甲4787番地で地目は田、面積は516㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH31年1月1日からH45年12月31日までの15年です。作付けはナスです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑨のとおりです。

受付番号10番ですが、大字和食字古城北平甲5461番地で地目は田、面積は1,742㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH30年8月1日からH35年7月31日までの5年です。作付けはナスです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑩のとおりです。

受付番号11番ですが、大字和食字城殿甲5294番地で地目は田、面積は1,381㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。所有権移転で売買対価は〇〇円で、移転時期は平成31年2月21日の予定です。場所については別紙図面⑪のとおりです。

受付番号12番ですが、大字和食字中千原甲4712番地で地目は田、面積は2,080㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。所有権移転で売買対価は〇〇円で、移転時期は平成31年2月21日の予定です。場所につ

いては別紙図面⑫のとおりです。

受付番号13番ですが、大字和食字コウチ甲5274番地で地目は田、面積は2,376㎡の内2,000㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH31年2月1日からH34年1月31日までの3年です。作付けはショウガです。賃借料は1反当り22,000円です。場所については別紙図面⑬のとおりです

説明しました13件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定13件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第3条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号12 土地の所在は大字西分字吉井宇賀屋敷 甲4295番、地目は畑で、転用面積は102㎡、甲4303番、地目は畑で、転用面積は168㎡、甲4304番、地目は畑で、転用面積は509㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。

昨日に会長、岡村博委員、小松典正委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号12は売買による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長           それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長           それでは第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長           続きますして第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局           第 3 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 8 土地の所在は大字西分字大谷口 甲 6172 番 4、地目は台帳 田で現況 畑、転用面積は 1,055 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、太陽光を設置するとのことです。

昨日に会長、岡村博委員、小松典正委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 9 土地の所在は大字西分字大谷口 甲 6172 番 5、地目は台帳 田で現況 畑、転用面積は 922 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、太陽光を設置するとのことです。

昨日に会長、岡村博委員、小松典正委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 10 土地の所在は大字西分字大谷口 甲 6172 番 6、地目は台帳 田で現況 雑種地、転用面積は 205 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、太陽光発電の管理棟として利用するとのことです。昨日に会長、岡村博委員、小松典正委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長           事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長           それではお謀りします。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長            それでは第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長            続きまして第 4 号議案 あっせん申し出について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局           第 4 号議案 あっせん申し出について説明します。  
受付番号 6   1 月 17 日に地権者 ○○さんより、大字和食字東入野 甲 3007 番地、地目 田、面積 2,004 m<sup>2</sup>の土地を貸したいと申し出がありました。貸したい理由としては、高齢になり農作業が大変になってきたためとのことです。単価については相場でお願いしたいとのことです。

この 1 件の農地のあっせんをお願いします。

議 長            事務局の説明が終わりました。第 4 号議案について皆さんの意見を求めます。

高松委員        受付番号 6 の事案については、借りてくれそうな方に何人か声をかけてみようと思います。

吉永委員        個人的に借りてもいいかなと考えていますが、まだ検討中の状態です。

議 長            この件については、当事者以外の委員さんをお願いしたいと思うので、高松委員と松本博典委員をお願いします。

議 長            第 5 号議案 非農地証明願について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局           第 5 号議案 非農地証明願について説明します。  
受付番号 3   申請人は○○さんです。申請地は大字馬ノ上字中山ノ下夕 3107 番地、地目は畑、現況は山林で面積は 128 m<sup>2</sup>、3108 番地、地目は田、現況は山林で面積は 297 m<sup>2</sup>、3109 番地、地目は畑外墓地、現況は山林で面積は 314 m<sup>2</sup>と 3.3 m<sup>2</sup>、3110 番地、地目は田、現況は山林で面積は 109 m<sup>2</sup>、3115 番地、地目は畑、現況は山林で面積は 158 m<sup>2</sup>、3116 番地、地目は田、現況は山林で面積は 264 m<sup>2</sup>、3117 番地、地目は畑、現況は山林で面積は 211 m<sup>2</sup>、4659 番 2、地目は畑、現況は山林で面積は 310 m<sup>2</sup>です。申請理由は 昭和 50 年頃まで芍薬を栽培していたが、その後、利益が上がりなくなり栽培をやめ、現在は山林化しているとのことです。

昨日に会長、佐藤幸男委員、清遠力生委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号4 申請人は〇〇さんです。申請地は大宇西分字スズレノ本 甲 1325 番 1、地目は台帳 田、現況 宅地で面積は 175 ㎡、甲 1325 番 2、地目は台帳 田、現況 宅地で面積は 175 ㎡です。申請理由は 昭和 32 年月日不詳に北側隣接地に居宅等を建築し、その頃、申請地も一体用地として宅地となり現在に至っているとのことです。

昨日に会長、岡村博委員、小松典正委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

佐藤委員 受付番号3の申請地は、現況が山林化しており明らかに数十年経過している状態で問題ないと考えます。

岡村委員 受付番号4の申請地は、現在、家（倉庫）が建ってたり駐車場として使用している状態であり問題ないと考えます。

議 長 それではお謀りします。第5号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第5号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きまして第6号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで1月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時20分)

議事録署名委員

吉永 まり子

議事録署名委員

山崎 一義